

釧路市モニタ一広告等事業

仕様書

釧路市

2025(令和7)年7月

## 1. 事業名

釧路市モニター広告等事業

## 2. 事業の目的

本事業は、釧路市（以下、「当市」という。）市有施設において、モニターや広告物を設置し、有料及び行政情報を広告する事業（以下、「広告等事業」という。）を行い、市有施設における利用環境の向上及び財源の確保を図る。

## 3. 事業契約期間

2026(令和8)年4月1日から2031(令和13)年3月31日まで

## 4. 事業実施場所及び設置場所

### (1) 釧路市役所防災庁舎2階スペース

設置場所：待合スペース(広告モニター、待合椅子背面広告16脚)

### (2) 鳥取支所

設置場所：待合フロア（広告モニター）

### (3) コアかがやき

設置場所：ロビー（広告モニター）

## 5. モニター等の仕様等

(1) モニターの表示部分は30インチ～60インチ程度とし、協議のうえ決定するものとする。

(2) モニターは薄型で場所を取らないもの、かつ安全に配慮したものとする。

(3) タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるものとする。

(4) 待合椅子背面広告については、縦56センチ、横177センチ以内のものとする。

(5) その他の仕様については、協議の上決定するものとする。

## 6. 広告主の募集

モニター広告等の広告主の募集は、有料広告事業を行う者(以下、「広告事業者」という。)において行うものとする。

## 7. 広告内容、放映時間等

(1) 放映時間は、月曜日～金曜日の午前8時50分から午後5時20分までとする。

- (2) 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）  
※土曜日については、戸籍住民課のみ開庁日のため放映等が可能である。
- (3) モニター広告には市の行政情報を含め、その広告に占める割合は4分の1程度とすること。なお、待合椅子背面広告についてはその限りではない。
- (4) 市の行政情報の提供は、データ又は紙により行うこととする。
- (5) 音声が発生する機器を用いる場合は、業務に支障のない音量設定とすること。ただし、必要に応じ市が音量調整を行うことがある。

## 8. 広告映像等の基準

広告の内容については、釧路市広告事業実施要綱、広告掲載等基準及び釧路市モニター広告掲載等基準に適合するものであり、かつ次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）のもの。
- (2) 映像や光の点滅が、1秒間に3回を超えるもの。
- (3) コントラストの強い画面の反転及び画面の輝度変化が20パーセントを超える、急激な場面転換が1秒に3回を超えるもの。
- (4) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様）が、画面の大部分を占めるもの。
- (5) その他映像手法等により視聴者の身体への影響が懸念されると市が合理的な理由により判断したもの。

## 9. 広告内容についての責任

広告内容についての責任は、すべて広告事業者が負うものとする。

## 10. 損害賠償責任

広告事業者は広告活動による瑕疵等自己の攻めに帰すべき事由により、庁舎等を毀損し、若しくは破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 11. 事業計画について

広告事業者は、モニターや広告物の仕様、放映揭示料、モニター及び広告物に係る施工管理、放映スケジュール及び広告の内容に関する事項について、あらかじめ市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

## 12. モニター等の設置許可について

- (1) 広告事業者はモニター及び広告物の設置について、釧路市公有財産規則に基づき行政財産使用許可申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 行政財産の使用許可は、年度毎に申請するものとし、契約期間中は特別の事業がない限り更新することができるものとする。

## 13. 経費等の負担

- (1) 広告事業者はモニター及び広告物の設置、撤去、運営及び維持管理に必要な経費、広告主の募集、行政情報及び広告映像の政策・更新・運用管理、その他有料広告事業の実施に要する費用のすべてを負担する。

## 14. モニター等設置にあたっての留意事項

- (1) 施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。
- (2) モニター及び広告物の落下、破損等により利用者等に危険を生じさせることがないようにすること。
- (3) モニター及び広告物の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に市と日程調整をすること。

## 15. 広告料及び電気料の支払い

- (1) 広告事業者は、本事業の実施に伴い、釧路市公有財産規則に基づく使用料とは別に、市の指定した期日までに広告料を納付すること。
- (2) 広告事業者は、本事業の実施に伴う電気料金を市の指定した期日までに納付すること。

## 16. 広告主及び広告等の審査

広告事業者は、広告主の選定及び広告の内容について事前に市の審査を受け、承認を受けなければならない。また、当該審査に必要な資料を、市の指定する期日までに提出しなければならない。

## 17. 広告内容の修正

市は、前記 16 に違反しているとき、又は庁舎等で放映、掲示する広告としてふさわしくないと判断したときは、広告事業者に対し広告の内容変更又は修正を求めることができる。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、広告事業者の負担とする。

#### 18. モニター等の破損及び紛失時の対応

広告事業者はモニター及び広告物が毀損し、汚損し又は紛失したときは、速やかに復旧の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、広告事業者の負担とする。

#### 19. 現状回復

広告事業者は使用許可の期間満了又は取り消しにより、モニター及び広告物を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

#### 20. 著作権等

(1) 広告事業者は、広告映像や掲示物等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 市が有料広告事業による広告等を市の事業の紹介等の行政目的のために利用する場合は、広告事業者は、その利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るように努めなければならない。ただし、広告主、又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りではない。

#### 21. その他

事業契約期間内であっても、庁舎等のレイアウト変更により、やむを得ずモニター及び広告物の設置場所、放映日、放映時間を変更し、又は広告の放映の全部若しくは一部を中止することがある。また、モニター及び待合椅子の設置台数及び設置場所については協議の上、変更する場合がある。